

だれもが誇りを 持って働ける身分保障を

会計年度任用職員の雇用安定と処遇改善すすめよう

この1年、全国的な「誇りと怒りの3Tアクション」の中で、会計年度任用職員への勤勉手当支給を可能とする法改正を実現、会計年度任用職員の「賃上げは4月遡及を原則に」「給与決定は最賃を考慮せよ」とする総務省通知（※詳細は「今月のキーワード」参照）を出させるなど大きな前進を勝ち取ってきました。

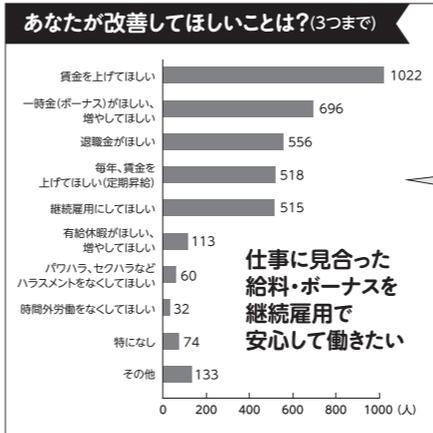
正規も非正規も大幅賃上げと要求実現へ



「会計年度任用」なのに、正規職員と同様の仕事内容と責任を負わされていますが、賃金格差が大きいです。本来、正規職員の役職付のする業務を、非正規を行うことに疑問…。(精神保健福祉相談員)

正規員と同じ仕事であるにも関わらず、賃金格差がありすぎです。また、3年ごとに筆記試験と面接があり雇用不安を感じます。(用務員)

やりがいにはありますが、一緒に働く正規職員とほぼ同じ仕事で、賃金が見合わないことに不満があります。(給食調理員)



昨年取り組んだ「ほこイカアンケート」には、*仕事に対する誇り、*雇止めへの不安、や、*正当な評価で仕事に見合った賃金、を求める切実な声か記されていました

大阪では、各単組の奮闘で、法改正に先駆けて賃上げ4月遡及や一時金格差是正、病休休暇等の格差是正など新たな局面を切り開いてきました。一方で、雇用不安は全く解消されていません。

この秋、当局へ「会計年度任用職員の身分保障と処遇改善を求める要求書」を出し、条例改正を迫る取り組みをすすめています。議会に条例改正提案するためには労使合意が必要です。また、議会が始まるまでに交渉を終える必要があり、遅くとも11月中には決着しなければなりません。総務省宛の署名を上げ、誰もが安心して誇りとやりがいをもって働くことができる身分・労働条件を勝ち取りましょう。

会計年度任用職員の身分保障と処遇改善を求める要求(要旨)

- ①公務員としての身分保障を行うこと。「公募によらない再度の任用」を基本とし、公募は新規募集の場合に限定。
- ②賃金水準は、職務と責任に応じたものとし、少なくとも最低賃金を下回らないこと。
- ③正規職員の給料表改定にあわせた賃金引き上げを今年度の4月に遡及して実施すること。
- ④勤勉手当相当分を支給し、正規職員と同じ月数の一時金とすること。月例給与や期末手当の削減、勤務時間の短縮をしないこと。
- ⑤人事評価制度を導入しないこと。導入せざるを得ない場合、能力実証のための「ごく簡易なもの」に。勤勉手当に差をつけない・恣意的な評価とされない仕組みへ。
- ⑥休暇制度(病休休暇の有給化など)や労働安全衛生等について、正規職員との「均等待遇」へ。

「ほこイカ3T(つながる つづける たちあがる)アクション」2年目の総務大臣あて署名ピラ。職場の願いを総務大臣へ届けましょう



「住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」から「公共を住民の手に取り戻そう」へ



200人近い参加者が結成75周年を祝う

到達点を確認し、引き続きたたかう決意を固めました。主催者を代表して坂田委員長は「75年の長きにわたる歴史を築き上げていただいた先輩のみなさん、同じ自治体職場で働く仲間のみなさん、ともに手を携えてきた住民団体や弁護団のみなさんに心から感謝したい」と感謝の言葉を述べました。

ご来賓からは「住民の繁栄なくして自治体労働者の幸福はない」という衛都連のスローガンは今や自治労連の魂になっている(自治労連本部・桜井委員長)、「公がどれだけ大事なものであるか、コロナ禍で明らかになった。力を合わせ、公共を住民の手に取り戻したい」(大阪労連・菅議長)、「自治体問題研究所は衛都連を支えに発展してきた。これからも地方自治とともに実現していきたい」(大阪自治体問題研究所・梶理事)、「衛都連弁護士団は、大阪における権利闘争で重要な役割を果たした。いま自治体労働者のたたかいかいの出番。ともにがんば

統一闘争は大きな力

10月1日衛都連が第86回定期大会を開催



委員長を退任し、特別執行委員となった荒田さん

冒頭、荒田委員長は「自治労連のなかでも衛都連のように力を合わせているというのは他にない。先日お会いした元委員長の一法眞澄さんは、今でも衛都連が統一闘争を行っていることをとても喜ばれ、『統一闘争というのは、自分さえ良かったらええとか、自分とこさえ良かったらええ』と述べていました。これからは、

「ついでにきたい」(豊川義明弁護士)、「自治体労働者が、住民の暮らしを支えることと、自らの労働条件向上を統一してとらえるのが衛都連の真骨頂」(日本共産党・山下副委員長)などの

言葉が寄せられました。閉会にあたり峠田実行委員長は「衛都連の歴史と伝統を次の世代に引き継いでいかなければならない。引き続きご支援をお願いする」と述べました。

や」とおっしゃられた。昔のように統一闘争でプラスアルファが獲得できるわけではないが、権利闘争や民主的自治体建設でも、衛都連は統一闘争として取り組んでいることを改めて確信にしよう」と呼びかけました。討論では、維新政治とのたたかいや賃金闘争・人員闘争での前進、組織強化・拡大の重要性も明らかにされ、満場一致ですべての議案を採択しました。あわせて、委員長に坂田俊之さん(吹田市職労)、書記長に久保貴裕さん(本部)をはじめとする新体制を確立しました。

全国の仲間、地域の仲間 先輩たちに囲まれて 衛都連が結成75周年記念式典を開催

1946年に結成された衛都連は、一昨年結成75周年を迎えていましたが、コロナ禍の中、2年遅れで結成75周年記念式典を10月1日に開催しました。北海道から九州に至る自治労連の全国の仲間、大阪労連及び各産別労組、各地区協議会のご代表、自治体問題研究所をはじめ研究者のみなさん、各種争議でお世話になってきた弁護士のみなさん、そして衛都連運動を築いてこられた先輩たちと現職が、衛都連のたたかいかいの歴史と

今月のキーワード
適切な給与決定

会計年度任用職員の「適切な給与決定」として、「職務の内容や責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務上の経験等を考慮すること」とし、昇給を認めるとともに、「地域の実情等には、最低賃金が含まれること」とし、最低賃金を下回らないよう総務省は通知しています。さらに、通知は「単に財政上の制約のみを理由として、勤勉手当の支給について抑制を図ることや、新たに勤勉手当を支給する一方で給料や報酬について抑制を図ることは、改正法の趣旨に沿わない」としています。

今月のキーワード
再度の任用

会計年度任用職員の任用は公募を原則とし、任用期間は1年以内とされるため、毎年、雇止めへの不安にさらされています。2年目以降は能力が実証されたものとして公募によらずに任用すべきですが、国の非常勤職員に合わせて非公募による再度の任用を2回までとする自治体が少なくありません。しかし、総務省が「前の任期における勤務実績を考慮して選考を行うことは可能である」と通知し、非公募任用の上限を2回までとする根拠はなくなっています。